

長岡京市障がい者基本条例（仮称）の骨子について

条例全体について

◆共通の方向性

- 障がいのある人もない人もいつも一緒に暮らしている（共生）という意識
- 子どもから大人まで、すべての市民、地域全体で取り組む。
- なるべく分かりやすく表現する。
- 障がいのある人が正しく理解されるようにする。
- 条例ができてからの見通しをもつ。

≪第3回検討会議より≫

- ・共生という部分に気持ちの部分の思いやりや温かみを表して、その人らしい暮らしを実現する、みんなのためのまちづくりというニュアンスにしたい。
- ・一緒に暮らすことが地域全体の利益になるということを表したい。
- ・平易な言葉で表現する。学校教育の場へ落とし込むことができること、教育の場での浸透、啓発を想定に入れた表現をする。
- ・障がいを持っている人たちが正しく理解されるような全体の方向性が必要
- ・市民とは、子どもから大人まで、全市民を指すということを表したい。

≪事例・意見から≫

- ・条文はできるだけ平易な言葉で表現したい。（検討会議）
- ・京都府の条例は身近に感じられないため、市の条例はぜひ市民に知ってほしい。
(7) 一家族
- ・条例ができてすぐには変わるわけではない。気長に、継続した啓発が大切。
(6) -WS
- ・日常生活のいつでもどこでも障がいのある人も一緒に暮らしている（共生）ということ意識できる条例にしたい。
(検討会議)
- ・障がいがあることで選択肢が限られることが普通ではないという意識を共有したい。
(検討会議)

① **前文** : 条例制定の背景、目的、理念を述べ、決意を明らかにする。

◆前文を通して、共生社会の実現に向けた長岡京市の姿勢を示す。

○条例制定の背景

- (1) 国、社会の動向
- (2) 長岡京市のこれまでの取組み
- (3) 現状の課題
- (4) 決意、意気込み

≪第3回検討会議より≫

- ・障がい個人にある（医学モデル）か、社会にある（社会モデル）かという転換点にある。これを条例の中で表すかどうか。
- ・これまでの障がい者を取り巻く刷り込みを覆すことが必要。
- ・京都府にも条例がある中で、長岡京市ではさらに推進していくという意気込みを表す。
- ・背景や決意を前文に明記する。
- ・「私なら当たり前でできること」の実現をどこまで書くか。
- ・条例を作って終わりではなく、条例をどう活かしていくのかを前文に可能な限り書き込む。
- ・共生という部分に気持ちの部分の思いやりや温かみを表して、その人らしい暮らしを実現する、みんなのためのまちづくりというニュアンスにしたい。（再掲）
- ・一緒に暮らすことが地域全体の利益になるということを表したい。（再掲）
- ・障がいを持っている人たちが正しく理解されるような全体の方向性が必要（再掲）
- ・市民とは、子どもから大人まで、全市民を指すということを表したい。（再掲）

≪事例・意見から≫

- ・障がい者福祉についてのこれまでの歩みを振り返り、後退りはしないぞ、という決意を明記してほしい。 (5) 一家族会

≪検討のポイント≫

- ・前文に明記すべき具体的内容、文言

～総則的規定～

② 目的 ④ 基本理念：条例の目的、条例の根本的な考え方を定める。

◆目的

○障がいのある人への差別の解消について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、合理的配慮の提供につながる施策を推進することで共生のまちを実現すること。

○障がいの有無にかかわらず地域社会を構成する一員として共に暮らし、日常生活を営むことができること。

◆基本理念

○共生のまちの実現は、障がいのある人と障がいのない人が相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重することを基本とする。

○障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が主体的に取り組むものとし、市、市民及び事業者が相互に連携し、協働して行うものとする。

＜参考＞

障害は、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、障がいのある人に対しては合理的配慮が行われなければならない。（別府市）

＜第3回検討会議より＞

- ・できるだけ分かりやすく表現する。
- ・障がい個人にある（医学モデル）か、社会にある（社会モデル）かという転換点にある。これを条例の中で表すかどうか。（再掲）

＜事例・意見から＞

- ・誰でも声をかけ合えるまちになってほしい。 （6）－ワークショップ
- ・健常者もいつ自分が障がい者になるか分からない。 （7）－当事者
- ・知的障がい者にとって「自分らしい」生活という意味は難しい。（7）－家族

《検討のポイント》

- ・ 具体的な文言の検討

※ 「障害者権利条約」、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」における目的や理念規定を踏まえる。

～総則的規定～

③ 定義 : 解釈の疑義を生じさせないため、条例に用いる用語を定義する。

(1) 「障がい者」「障がいのある人」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 「社会的障壁」

障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 「市民」 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

※「障がいの有無にかかわらず」「こどもから大人まですべての市民」

(4) 「事業者」 市内において事業活動を行う全ての者をいう。

※学校、病院、保育所、社会福祉施設、企業、商店などをどこまで含むか。
(非営利の団体の取り扱いをどうするか。)

(5) 「差別」

障がいを理由として、障がいのある人の権利利益を侵害する不当な取扱いをすること及び合理的配慮の提供を怠ること。

※「差別的取扱い」、「不利益な取扱い」など

(6) 「自立」

「自立」 他者の支援の有無にかかわらず、自らの意思と選択によって主体的な生活を送ることをいう。

(7) 「合理的配慮の提供」

障がいのある人が、障がいのない人と変わりなく日常生活及び社会生活を営む上で、社会的障壁の除去を求める意思表示があった場合に、障がいのある人の特性に応じて、過重な負担のない範囲かつ必要な程度で社会的障壁の除去に取り組むことをいう。

※社会的障壁の除去の必要性が明白な場合の取り扱い

〈第3回検討会議より〉

- ・「自立」、「差別」、「障がい者」(※種別、特性を個別に規定するか?)の定義が必要。
(※精神障がいへの誤解を受けやすいことを考慮する。)
- ・「市民」あるいは「市民等」の範囲もしっかりと行うこと。ふだんは市外在住だが、市内で活動(通学、通勤)する人についても、対象に含める必要がある。
- ・学校や保育所、社会福祉施設、企業などどこまでを対象とするか整理が必要である。
- ・市民とは、子どもから大人まで、全市民を指すということを表したい。(再掲)
- ・「自立」という言葉は一般的には「経済的自立」や「身辺自立」を思いがちだが、どれだけ重い障がいがあっても自立があるということ想定して定義したい。

〈事例・意見から〉

- ・「合理的」とは誰のためのものか。当事者にとっての合理的であるべきなので、支援者にとって都合のいい解釈をされないようにしてほしい。(7) 一家族会

〈検討のポイント〉

- ・定義すべき用語の検討(市独自に定義づけすべき用語など)

～総則的規定～

⑤⑥ **責務**： 目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するもの。

◆ 「**市の責務**」(※条例の目的を達成するため、率先して取り組むべき事項)

- (1) 障がいについての理解を広め、理解を定着させるための取り組みを行うこと。
- (2) 適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、好事例を広める取り組みを行うこと。
- (3) 市、市民及び事業者が相互に連携し、協働を図るとともに、障がいのある人とない人の交流を図る取り組みを行うこと。
- (4) 公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人からの意見を聴き、その意見を尊重するよう努めること。
- (5) 障がいのある人の災害時の安全を確保するため、必要な取り組みを行うこと。

《第3回検討会議より》

- ・ 公的責任として、責務にどこまで含めるかは大きなポイント。
- ・ 非常時、災害時等の際の視点は非常に大事。

《事例・意見から》

- ・ 行政との意見交換の場を継続して持ってほしい。 (5) - 家族
- ・ 新庁舎を建設する際にはユニバーサルデザインに配慮すべき。 (7) - 行政
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、同じように経験の機会が保障されるようになってほしい。(6) - 家族
- ・ 市役所からの郵送物には点字を打って分かるようにしてほしい。(3) - 当事者
- ・ 障がいのある人のみの集まりがあることで良しとしないほしい。障がいのある人もない人も一緒に交流することでお互いの理解が深まる。(7) - WS

◆「市民・事業者の責務（役割）」（※共に暮らすものとして努めるべき事項）

○市民及び事業者は、基本理念に基づき、障がいについての理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

○障がいのある人が自ら発信することで障がいのある人とない人の相互理解を図り、合理的配慮が提供できるまちを目指す。

《第3回検討会議より》

- ・「障がいのある人が困っていることを発信しましょう」と明記することで、「発信してもいいんだ。」となるため、障がいのある人からの発信に係る項目を盛り込むとよい。（※合理的配慮の具体的取り組みで入れる？）
- ・本人からの申し出が前提となっているが、申し出がないとそのままになってしまうかという議論が京都府でもあった。この不具合をしっかりと位置づけたい。

《事例・意見から》

- ・心のバリアフリーが生み出されるよう、障がいに対する理解・啓発や障がいのある人とない人の交流が継続して行われることが必要。（5）－WS
- ・障がいのある人とない人が普段から一緒に活動する機会を持つことで自然と障がいへの理解や接し方が身に付くと思う。（6）－当事者
- ・道を尋ねたとき、聞こえないことを伝えると伝え方に困ったのか立ち去ってしまう人がいた。（3）－当事者
- ・駅で券売機の操作が分からずもたもたしていたときに後ろの人から「はよせんかい！」と言われ、ショックを受けて以降、外出が億劫になった。（3）－当事者
- ・電車事故が発生して車内アナウンスが聞き取れずに困っていたら、隣にいた人が丁寧に状況を教えてくれて安心し、嬉しかった。（3）－当事者
- ・障がいに対する理解が広がることで、心のハードルをどんどん下げていってほしい。（6）－WS

《検討のポイント》

- ・責務を定める主体の範囲
- ・責務、役割として規定すべき内容

～実体規定（１）～ 理解啓発と合理的配慮のとりくみ

⑦ 障がい理解の啓発 : 市民等の障がい理解の促進を図る。

○市は、市民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、障がいへの理解の不足から生じる社会的障壁を解消するため、必要な啓発活動を行う。

（広報、学習会、出前ミーティングなど）

○市は、市民及び事業者が障がいへの理解を深め、社会的障壁や必要な合理的配慮について知るため、障がいのある人が自ら発信する機会を確保するよう努めるものとする。（小学校への出前授業、手話教室、生活体験発表、作品展の会場確保など）

○市は、障がいのある人となない人の相互理解を図るため、互いに交流することができる機会を提供するものとする。

（市民のひろば、障がい者スポーツフェスティバル、ほっこりんぐ事業など）

○市は、事業者が障がいのある人に対する支援を適切に行うため、障がいに対する理解を深めるための学習会その他の取組みを行うものとする。

（学習会、啓発用パンフの提供など）

○市は、市職員が障がいのある人に対する支援を適切に行うため、障がいに対する理解を深めるための研修その他の取組みを行うものとする。

（市職員研修、啓発コラムの発行など）

《事例・意見から》

- ・障がいのある人をどうサポートしたらいいのか分からない。 (1) - WS
- ・話の内容をなかなか聞き取れず、3回聞き直しても分からない時は、遠慮して分かったふりをしてしまう。 (1) - 当事者
- ・コンビニや小売店など日常生活に身近なところに啓発してほしい。(5) - 家族
- ・子どもの頃から障がいについての教育をしてほしい。 (2) - WS、当事者
- ・施設側からの事前の説明が店員に共有されていたおかげで、子どもが通う施設の近くのコンビニでとても丁寧な対応を受けた。安心して社会と接する機会があると嬉しい。 (3) - 家族
- ・障がい者自身が外へ出て姿を見せ、知ってもらうことが大切。 (2) - 当事者
- ・外見では判断できない障がいもあるため、偏見を持たずに相手を理解しようとする気持ちが育まれるような啓発をしてほしい。 (5) - 当事者

《検討のポイント》

- ・啓発活動の具体性をどれだけ盛り込むか。

～実体規定（1）～ 理解啓発と合理的配慮のとりくみ

⑧ 合理的配慮の提供・提供の支援

：合理的配慮の提供に努める。市民や事業者が合理的配慮を行うことができるように情報提供、助言を行う。

○市は、その事務又は事業を行うにあたり、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければならない。

○事業者は、その事業を行うにあたり、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うよう努めなければならない。

○市は、適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、好事例を広める取組みを行うこと。（再掲）
（市ホームページや広報紙への掲載など）

《事例・意見から》

- ・お店のバリアが解消され、色々なお店に行きやすくなるという。（6）－当事者
- ・障がいについての知識や関わり方について情報提供を受けたい。（5）－団体
- ・車イスなど行政からの貸与があれば来訪者に貸し出したい。（5）－事業者
- ・スーパーで魚を買った時に、店員が調理の手間を心配して魚をさばいてくれ、気遣いがとても嬉しかった。（3）－当事者
- ・仕事は音声コミュニケーションが中心のため、障がい（難聴）によって業務上のやりとりが困難になり仕事を続けられなくなった。（3）－当事者
- ・美容院の入口に段差があるが、店員さんが車イスを持ち上げて対応してくれる。（3）－当事者
- ・高齢や障がいのある人など、体力のない参加者がいる場合、歩くペースを遅くしたり、観光するコースを短くする等の調整をしている。（3）－団体
- ・視覚障がいのある人への案内で、どう説明しようか迷っていたが、付添いの人から「鳥居を手で触ってみては」と助言を受け、手で触れて感じてもらうことができた。（3）－団体
- ・耳マークの設置された喫茶店があり、安心して利用できた。（3）－当事者

《検討のポイント》

- ・合理的配慮の提供と、そのための支援についての規定

～実体規定（１）～ 理解啓発と合理的配慮のとりくみ

⑨ 情報・コミュニケーション支援

：障害の特性に応じた情報提供、コミュニケーションの支援

○市（及び事業者）は、障がいのある人が円滑に情報を取得し、利用するため、障がい特性に応じた利用しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（手話、要約筆記、字幕音声、点字、拡大文字、イラスト、図、ルビ、色使いなど）

○市は、障がいのある人が意思を表示し、他の人との意思疎通を図ることができるようにするため、障がい特性に応じた環境の整備を行うとともに、障がいのある人の意思疎通を仲介する者の確保及び養成その他必要な取組みを行うものとする。

（手話教室、要約筆記者養成研修、市職員研修、事業者や市民向けの学習会など）

すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。（障害者基本法第3条）

《事例・意見から》

- ・病院の受付などで簡単な手話を覚えてほしい。 (4) 一当事者
- ・投票所に会場の見取り図があって良かった。 (1) 一家族
- ・音声ガイドが聞こえないため、文字情報を充実してほしい。 (4) 一当事者
- ・エレベーターに点字だけでなく音声ガイドを付けてほしい。 (3) 一当事者
- ・窓口での手続き時、筆談を交えて説明してもらい理解できた。 (3) 一当事者
- ・社会参加に必要な情報全般について保障してほしい。 (5) 一当事者
- ・窓口にはホワイトボードやメモなど、書いて説明する体制を整えてほしい。 (4) 一当事者
- ・自治会の会議に参加したとき、磁気ループの設置がなく、小さい声で話されたため、会議の内容が理解できなかった。 (3) 一当事者

《検討のポイント》

- ・盛り込む事項の検討

～実体規定（１）～ 理解啓発と合理的配慮のとりくみ

⑩ **社会参加の促進** : 障がいのある人の社会参加を促進する。

＜移動＞

○市は、障がいのある人の社会参加の機会を拡大するため、市民、事業者及び関係機関の協力のもと、障がいのある人の移動の支援について必要な取組みを行う。

＜文化芸術、スポーツ＞

○市は、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツ活動に親しみ、参加する機会を確保できるよう必要な取組みを行う。

＜交流＞

○市は、相互理解を促進するため、障がいのある人とない人の交流を図る取組みを行うこと。（再掲）

※その他、「雇用・就労」、「保健・医療」、「保育」、「教育」、「防災」など各分野についてどう規定するか。

《事例・意見から》

- ・障がいのある人とない人が交流できる場、話し合える場がほしい。（２）－WS
- ・障がいのある人もその人に応じた役割で力を発揮してほしい。（６）－団体
- ・障がいのある人とない人が「支援する人」「支援される人」という立場でなく、対等な関係で関われる場面を増やしたい。（文化やスポーツなど）（６）－家族
- ・個人の能力の開花には機会の創出が大切。（６）－団体
- ・車いす使用者はエレベーターの設置がない施設は利用できない。（３）－当事者
- ・自身の障がい特性を周囲に伝え、知っておいてもらうことで、自分が全うできる役割を任せ、力が発揮できる。（２）－当事者
- ・パソコンを使った在宅での作業など仕事の枠組みを整理し直すことで、障がいのある人でも仕事を継続できるようになるのではないか。（５）－事業者
- ・知的障がい者は経験の幅が狭くなりがち。体験の広がり好奇心も広がる。（自転車を通所するようになり天気予報を見るようになった。）（５）－家族
- ・自閉症の人が描いた絵の色使いが素晴らしく驚かされたことがある。一緒に活動する中で学ぶことがあると感じる。（２）－団体

《検討のポイント》

- ・盛り込むべき事項（分野）の検討
- ・分野ごとに個別に規定するか。（相互理解、権利擁護、保健・医療、保育・教育、生活支援、生活環境、雇用・就労、防災、芸術文化・スポーツ 等

～実体規定（２）～ 差別の解消～

⑪ 差別の禁止

：何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（※障害者基本法第４条より一部引用）

虐待の禁止 ：何人も、障がいのある人に対し、虐待をしてはならない。

（※障害者虐待防止法第３条より引用）

＜事例・意見から＞

- ・保育所の入所申請の際、市の窓口で「障がい児を抱えて働いている例はない」と言われ、３歳児になってやっと入所できた。 (３) 一家族
- ・知的障がいのある子どもを連れて小児科の待合室にいたら、そばにいた親子が「怖いからあっちに行ったらあかんよ。」と言っていた。 (３) 一家族
- ・家族がどこにも助けを求められずに、DVや自殺、虐待につながる事例がある。 (１) 一家族

＜検討のポイント＞

- ・「差別の禁止」「不利益取扱いの禁止」等、表現方法の検討

～実体規定（２）～ 差別の解消～

⑫ 相談 ⑬ 助言、あっせんの申し立て

：相談に応じ、解決を図るための体制づくり

○京都府条例に基づく相談体制と助言・あっせんの仕組みを活用する。

○市の現行制度である「身体障がい者相談員」、「知的障がい者相談員」の体制を維持するとともに、助言・あっせんの必要な事例については、京都府条例に基づく「地域相談員」として相談事案を受け付け、京都府条例の相談体制につなぐものとする。

○現状では精神障がい者の相談員制度がないことから、京都府の相談体制への連携方法について検討する必要がある。

＜検討のポイント＞

- ・相談体制のしくみ（相談、助言、あっせん）

⑭ 協議会等 : 条例に基づく取組みを推進するための体制づくり

◆ 既存の組織を基盤とした体制の整備

◆ 所管事務

- 障がい理解の啓発、合理的配慮の提供に関すること
- 条例の施行状況に関すること。
- その他差別解消に関する施策等に関すること。

《検討のポイント》

- ・ 地域協議会等の設置
- ・ 実施状況の公表、評価など

その他の検討項目

◆罰則について

≪事例・意見から≫

- ・「差別を解消しよう」と訴えているものを罰則により強制することはなじみにくい
(検討会議より)
- ・一定の後押しがないと理解は進まない
- ・当事者が助かった好事例をどんどん紹介してほしい
(当事者家族ヒアリング)

【提案】

合理的配慮の好事例に対して、顕彰や認定のしくみにより裾野を拡げていけないか
例) 団体や事業所への表彰、合理的配慮提供事業所の認定制度など

◆合理的配慮などを希望(提供)する意思表示について

≪事例・意見から≫

- ・お年寄りに席を譲ろうとしても断られることがある。支援したくても躊躇してしまう
(検討会議、ワークショップなど複数意見)
- ・合理的配慮を希望する意思表示のマークなどがあればよい
(検討会議より)
- ・マタニティマークなど、表示をつけることで差別を受ける事例も報告がある
(検討会議より)
- ・お互いに意思表示ができれば、配慮がスムーズに行える
(検討会議、ワークショップなど複数意見)

【提案】

配慮を必要とする人、配慮を提供できる人などが分かるしるし(マーク)があればわかりやすいか。